

2019 年 11 月 19 日
株式会社みずほ銀行

「エクエーター原則」（第四版）の受諾について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、「エクエーター原則第三版」から「エクエーター原則第四版（以下、「EP IV」）」への改定を 11 月 18 日に受諾しました。

「エクエーター原則」とは、金融機関が石油・ガス開発や発電所建設等の大規模な開発や建設を伴うプロジェクトに参加する場合に、当該プロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮して実施されることを確認するための枠組みで、2003 年 6 月に欧米金融機関を中心に発足したものです。当行は 2003 年 10 月にアジアの金融機関として初めて同原則を採択するとともに、エクエーター原則協会の運営委員会のメンバーも務めています。

EP IV は、エクエーター原則協会の主導の下、さまざまなステークホルダー、ならびに同原則を採択する全世界の金融機関からの意見などを踏まえ、3 回目の改定がなされたものです。今次改定における主な変更点は、適用範囲を拡大することと、環境社会アセスメントの高度化を図ることで、具体的には以下の通りです。

- 一部のリファイナンスと買収ファイナンスにも適用範囲を拡大
- 気候変動リスクアセスメントをデュー・デリジェンス項目に追加するなど、気候変動問題への取り組みを強化
- 先進国における先住民配慮の高度化など、人権尊重の取り組みを強化

当行は、お客さまの事業活動における環境・社会への配慮にかかわる取り組みを、エクエーター原則の活用を通じて支援する役割を果たすとともに、総合金融グループとしてコンサルティング機能を発揮することで、経済・産業・社会の持続可能な発展に貢献していきます。

以 上